

昭和十六年司法省令第二十六号

無尽会社ノ管理ニ関スル登記取扱手續
無尽会社ノ管理ニ関スル登記取扱手續左ノ通
定ム

第一条 無尽会社ノ管理ニ関スル登記ハ管理ヲ委
託シタル無尽会社ノ登記ニ記録シテ之ヲ為ス

第二条 無尽業法第二十一条ノ八ノ登記ノ申請書
ニハ管理契約ノ要旨ヲモ記載スベシ

第三条 管理ノ解除及終了其ノ他登記事項ノ変更
ノ登記ノ申請書ニハ登記ノ事由ヲ証スル書面ヲ
添付スベシ

第四条 前三条ニ定ムルモノノ外本令ニ依ル登記
ニ付テハ商業登記規則ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和三十九年三月三十一日法務省令
第四五号)

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行
する。

附 則

(平成一七年二月二四日法務省令
第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施
行する。